特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	地方税滞納整理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、地方税滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

_I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	地方税滞納整理事務			
②事務の概要	地方税法の規定により賦課された地方税に係る滞納整理に関する事務を行う。 ①納期限を過ぎても納付のない納税義務者への催告の実施 ②滞納者との納税相談等 ③差押、執行停止等の滞納整理 ④他自治体等との間で行われる税務調査			
③システムの名称	①税滞納整理システム(税総合システム) ②税宛名システム (税総合システム) ③共通基盤システム (庁内連携システム) ④電子申込システム			
2. 特定個人情報ファイル	名			
税滞納管理情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の第16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令 第16条			
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施しない] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	財務部 債権管理課			
②所属長の役職名	債権管理課長			
6. 他の評価実施機関				
った中の一体和の問う。	智士·利用度心理事			

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 財務部 債権管理課 (豊中市中桜塚3-1-1(第一庁舎2階) 電話:06-6858-2161)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点				
2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満				
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点				

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか

発生なし

| <選択肢> 1) 発生あり

2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

マンスノが来						
1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類				
	項目評価		重点項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び までである。 までは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、ま	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	共ネットワークシス・	テムを通じた入手を	 除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	いの委託		[]	委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを通じた提	供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続	[〇]报	接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) <u>課題が残されている</u>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	<u> </u>	
9. 従業者に対する教育・程	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	いる	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-5-① 部署	財務部 納税管理課	財務部 納税管理課 債権管理課	事後	
平成28年6月14日	I-5-② 所属長	鈴木 勝之	納税管理課 : 中積 崇 債権管理課 : 竹本 浩	事後	
平成28年6月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月30日	I-8 連絡先	電話:06-6858-2163	電話:06-6858-2161	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	I-5-② 所属長	納税管理課 : 中積 崇 債権管理課 : 竹本 浩	納税管理課 : 中積 崇 債権管理課 : 鈴木 勝之	事後	
平成30年6月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	財務部 納税管理課 債権管理課	財務部 債権管理課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	納税管理課 : 中積 崇 債権管理課 : 鈴木 勝之	債権管理課長	事後	
令和1年6月28日	I -7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理 係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	I-7 連絡先	財務部 納税管理課	財務部 債権管理課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅳ 8. 監査	[〇]外部監査	[]外部監査	事前	
令和4年6月30日	I-③ システムの名称	①税滞納整理システム(税総合システム) ②税宛名システム (税総合システム) ③共通基盤システム (庁内連携システム)	①税滞納整理システム(税総合システム) ②税宛名システム (税総合システム) ③共通基盤システム (庁内連携システム) ④電子申込システム	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	